
*
* 令和 5 年度 第 1 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年4月13日 午後 1時30分 招集
2. 令和5年4月13日 午後 1時25分 開会
3. 令和5年4月13日 午後 3時51分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	欠	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	出	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	〃	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	〃	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 7	江 川 泰 司	欠	7	吉 家 仁	〃
9	西 村 匡 弘	〃	1 8	土 岐 康 夫	出			
1 0	小 物 博 子	〃	1 9	金 子 時 典	〃			

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	田 中 博	書記	今 川 貴 命	書記	森 下 竜 輝
次 長	中 藤 宏 和	書記	吉岡 孝太郎		
書 記	藤代 晋太郎	書記	太 田 典 秀		

7		本日の会議に付した議題とその結果
		議案番号 件 名 結 果
		第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 8件 許 可
		第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件 許 可
		第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 8件 許 可
		第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画の決定について 24件 決 定
		第5号 高梁市農地利用最適化推進委員の評価について 7区 決 定
		報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
8		署 名 委 員
		4番 藤 本 久 也
		5番 中 曾 浩 徳
9		議 事 の 内 容
		令和5年度 第1回高梁市農業委員会総会会議録
		令和5年4月13日（木） 高梁市役所 3階大会議室

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 16 名、推進委員 7 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 1 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。4 番藤本委員と 5 番中曽委員を指名いたします。議案の審議に入ります前に、本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 4 号でしたが、日程に議案第 5 号の「高梁市農地利用最適化推進委員候補者の評価について」を追加し、本日の議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） ご異議なしと認めます。よって、日程に議案第 5 号を追加し、議題とすることに決定しました。次に、議案の取り下げがあるとのことなので事務局から説明します。
中藤次長 議 長	－ 議案取り下げ朗読説明 － それでは、議事に移ります。「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。1 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 1 号 1 番朗読説明 － 1 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 2 筆 2, 088 m²です。譲受人の通作距離は、50 km 以内、耕作面積は 7, 223 m²で、家族 5 人中耕作人は 5 人、対価は 10 アール当り 45 万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3 月 31 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、8 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 金子委員 議 長 金子委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 この案件は今までも耕作されており、綺麗にされていきました。何ら問題ないかと思われます。ご審議よろしく願いいたします。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。ちなみに譲受人は高梁に縁があるのですか。 生まれが高梁市の方ではありますが、譲渡人と親戚というわけではない。 他に発言等ありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1 番については許可とすることに決定しました。 次に 2 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 1 号 2 番朗読説明 － 2 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田 1 筆 1032 m²です。譲受人の通作距離は、180 m 以内、耕作面積は 2, 938 m²、家族 2 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 48 万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4 月 7 日に担当委

議 長 田角委員 議 長	員と現地調査を行っています。地図については、9 ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は既に耕運されていまして。今後も管理されると確認しており、問題はないと思われます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。2 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、2 番については許可とすることに決定しました。 次に3 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第1号3番朗読説明 － 3 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田1筆1, 206 m²です。譲受人の通作距離は、6 km以内、耕作面積は12, 299 m²、家族3人中耕作人は2人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人と譲渡人は親族ではございませんが、元々は近所であり、譲渡人が耕作できないため、両者の合意により贈与することになったものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、10 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 深本委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 譲受人は以前から耕作をされていまして。問題はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。3 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、3 番については許可とすることに決定しました。 次に4 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第1号4番朗読説明 － 4 番は、譲受人が、譲渡人から、空き家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、畑1筆86 m²です。譲受人の通作距離は、80 m以内、耕作面積は0 m²、営農計画書をいただいております。家族5人中耕作人は1人、対価は10アール当たり2万9千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、前回調査を行っているため、今回は現地調査を行っておりません。地図については、11 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、何か発言はありますか。

議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)なしとの声がありました。4 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)挙手全員ですので、4 番については許可とすることに決定しました。次に5 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第1号5番朗読説明 － 5 番は、譲受人が、譲渡人から、移住により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、1 筆 8 1 6 m²です。畑については、3 筆 1, 5 7 7 m²であり、合計で4 筆、面積は2, 3 9 3 m²です。譲受人の通作距離は、1 0 0 m以内、耕作面積は0 m²、営農計画書をいただいております。家族3人中耕作人は3人、対価は1 0 アール当り2 万 7 千円です。この案件につきましては、譲受人が移住により譲渡人の土地建物を全て譲り受ける一環であり、取得する住居は、備考欄に示している住所、通作距離の算定もこの住所から行っております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、3月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、12 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
金子委員	譲受人が既に管理されています。周囲に対して問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)なしとの声がありました。5 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、5 番については許可とすることに決定しました。
議 長	次に6 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第1号6番朗読説明 － 6 番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、1 筆 1, 3 8 4 m²です。畑については、4 筆 3, 0 5 0 m²であり、全体では5 筆で4, 4 3 4 m²です。譲受人の通作距離は、5 0 m以内、耕作面積は0 m²で、営農計画書をいただいております。家族1人中耕作人は1人、対価は無償です。この案件につきましては、対象農地はいったん譲受人の夫から子である譲渡人の夫に相続されていましたが、その農地を相続した夫が亡くなり妻が相続したものの、その妻では農地の管理ができないことから、地元に住居して耕作を手伝っていた義理の母に贈与するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第3条第2項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、13 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

議 長 石田委員	ので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 去年から近くでぶどうをされている。農地は荒れていますが、一部については今年作付け予定で、今年から整備される予定とのことでした。譲受人は真面目な方で問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、9番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第2号1番朗読説明 －
中藤次長	1番は、転用者が、申請農地を露天駐車場用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆22㎡、この農地の農地区分は、3種農地となります。施設の概要としては、露天駐車場5区画であり、隣地宅地を含めた全体計画面積は、141.11㎡です。また、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、4月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、17ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 駐車場用地として整備しようとしたところ、農地であることが発覚したものです。整備後、周辺に影響はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。 続きまして、「議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。1番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第3号1番朗読説明 －
中藤次長	1番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天資材置場用地に転用する案件です。申請農地は、畑1筆699㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の価格は10アール当たり50万円です。施設の概要としては、露天資材置場699㎡であり、資金については、自己資金520万円です。なお、この案件につきましては、1月総会で農振除外に伴う農業振興地域整備計画の変更について審議していただいたものであり、3月23日で農振除外が完了したことにより申請されたものです。許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましても、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げと

議 長 小林委員 議 長 議 長 議 長	なる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当ありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、18ページから19ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地は何年も耕作されていない状態でした。墓地への転用をすることによる影響はないと思われます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。1番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、1番については許可とすることに決定しました。 次に2番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第3号2番朗読説明 －
中藤次長 議 長 石田委員 議 長 議 長 議 長	2番についてご説明させていただきます。転用者が、設定人の申請農地に賃借権を設定し、工事用道路を設置するために一時転用するものです。申請農地は、畑1筆642㎡です。この農地の農地区分は、農業振興地域の農用地であり転用地の賃借料は10アール当たり5万円です。施設の概要としては、工事用道路642㎡です。資金については、自己資金50万円です。一時転用の期間は許可日から令和9年12月31日です。農振農用地の一時転用期間の上限である3年を超えておりますが、担当課である農林課に照会して農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないとの回答を得ております。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、3月31日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、20ページから21ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 4車線化工事に伴う一時転用で周辺に影響はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。2番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、2番については許可とすることに決定しました。 次に3番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第3号3番朗読説明 －
中藤次長	3番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆2，181㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり36万7千円です。施設の概要としては、太陽光パネル192枚、発電量は49．50kwです。資金については、自己資金984万8千円です。この案件に

議 長 西村委員 議 長	つきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えますこの案件については、4月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、22ページから23ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 作付けはされていませんが、草刈等の管理はされていまして。問題ないと思われます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。3番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤次長	挙手全員ですので、3番については許可とすることに決定しました。
	次に4番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第3号4番朗読説明 －
中藤次長	4番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、田1筆1, 227㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地は10アール当たり79万円です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kwです。資金については、自己資金810万2千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月5日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、24ページから25ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
西村委員	作付けはされていませんが、管理は十分されていまして。周囲に影響もなく、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。4番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤次長	挙手全員ですので、4番については許可とすることに決定しました。
	次に5番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第3号5番朗読説明 －
中藤次長	5番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑2筆1, 702㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地は10アール当たり47万円です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kwです。資金については、自己資金790万2千円です。この案件につ

	きまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月3日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、26ページから27ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
清水委員	畑は綺麗にされていました。周囲に影響は出ないと思われます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。5番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、5番については許可とすることに決定しました。
	次に、関連がありますので6番と7番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第3号6番及び7番朗読説明 －
中藤次長	6番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑3筆1, 111㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり転用地の価格は10アール当り30万円です。 7番については、転用者は同一業者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、畑1筆529㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり、転用地の価格は、10アール当り20万円です。施設の概要としては、太陽光パネル192枚、発電量は49.50kwです。資金については、自己資金970万8千円です。 この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、28ページから29ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
山川委員	農地は荒れており、猪被害がありましたが、この転用により解消されると思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。6番と7番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、6番と7番については許可とすることに決定しました。
	次に、8番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第3号8番朗読説明 －
中藤次長	8番については、転用者が、設定人から申請農地に賃貸借権を設定し、露天駐車場及び材料置場を設置するために転用するもの

	です。申請農地は、田1筆703㎡です。この農地の農地区分は、第3種農地であり転用地は10アール当りの賃借料は38万円です。施設の概要としては、露天駐車場及び材料置場703㎡です。資金については、自己資金177万円です。一時転用の期間は令和5年7月1日から令和6年10月31日です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、4月6日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、30ページから31ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
議 長	こども園の関係ですが、鉄板を敷いてその上に工事用の車や材料置場とする予定です。特に問題はないと思われます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。8番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
藤代書記	挙手全員ですので、8番については許可とすることに決定しました。
	続きまして、「議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局、1番から14番まで説明をお願いします。
	それでは、4ページをご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。公告日は令和5年4月20日、利用権の設定を受ける者は13名、利用権の設定をする者は25名、利用権の設定をする件数は24件、利用権設定面積は48,665㎡となっています。各筆明細について説明いたします。
議 長	－ 議案書にもとづいて、1番から14番までの個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
議 長	事務局から説明がありましたが、1番から14番について発言をお願いします。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。1番から14番について一括して採決をとります。1番から14番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、1番から14番について決定しました。
	高梁市農業委員会会議規則第16条の規定により、中曾委員の除斥を求めます。
	（中曾委員退席）
議 長 藤代書記	事務局、15番及び16番について説明をお願いします。
議 長	－ 議案書にもとづいて、15番及び16番の個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 －
吉家委員	それでは、15番及び16番について発言をお願いします。
藤代書記	申請農地は新規就農者のために造成したと思うのですが、期間が10年となっています。申請農地では新規就農者を募集しないということでしょうか。
	入植を希望される新規就農者が現れるまで管理していただくということで、入植希望者が現れた際には変更の手続きをしていた

議 長	だくよう話をしている。 他に発言等ありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１５番及び１６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１５番及び１６番について決定しました。中曽委員の除斥を解きます。 （中曽委員着席）
議 長 藤代書記	事務局、１７番から２４番について説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、１７番から２４番までの個別の農用地利用集積計画の内容を朗読説明 － 事務局から説明がありましたが、１７番から２４番について発言をお願いします。 （「なし」と呼ぶ者あり）
議 長	なしとの声がありました。１７番から２４番について一括して採決をとります。１７番から２４番について、決定とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１７番から２４番について決定しました。 続きまして、本日追加議案としました「議案第５号 高梁市農地利用最適化推進委員候補者の評価について」を議題といたします。高梁市農業委員会会議規則第１８条の規定により、西村委員、山川委員、中村委員、小見山委員、石田委員、平松委員、山元委員、吉家委員の除斥を求めます。 （西村委員、山川委員、中村委員、小見山委員、石田委員、平松委員、山元委員、吉家委員退席）
議 長 中藤次長	それでは、事務局から説明をお願いします。 先般、募集しました農地利用最適化推進委員が議案のとおり取りまとまりましたので、農業委員会が農地利用最適化推進委員を決定しなければなりません。別紙の高梁市農業委員会の農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則をご覧ください。第１条に農業委員会等に関する法律第１７条第１項の規定に基づき、高梁市農業委員会が委嘱するに当り、必要な事項を定めると定められています。第２条では各推進委員が担当する地区を別表のとおり７区定めております。第３条に推薦及び募集の資格が定められています。１号で高梁市職員でない者、２号で法第８条第４項各号、１つ目は破産手続開始の決定を受けた者、２つ目禁錮以上の刑に処せられた者が定められておりますが、これに該当しない者となっております。第７条で委員会は、法第１９条第１項の規定に基づき推薦又は募集に応じた者について選考を行い、推進委員を委嘱するとなっておりますので、本日追加議案を提出させていただき、選考し、ご決定をお願いしたいと思います。議案をご覧ください。応募者の一覧を掲げております。 － １番から８番まで朗読 －
議 長 中曽委員	以上のように１区から６区についてはそれぞれ１名の応募となっております。ただし、７区が定数１名に対して２名の応募がございましたので、選考をお願いしたいと思います。なお、応募があった８名の方について、市民課等への照会により、先ほど説明しました法第８条第４項各号の欠格事項に該当する方はいませんでした。説明は以上です。 事務局から説明がありましたが、定数よりも１名多くなっている７区を含めて委員の選定についてご意見があればお願いします。 現職である吉家委員から推薦がある野村委員が適任だと思います。

中家委員 瀬戸川委員 議 長		推薦者が3名いる野村委員でいいと思います。推薦理由を見ても今後も活動に協力をしてもらえそうに思います。 推薦があるなら野村さんの方がふさわしいと思います。 野村さんを委員とするのがよいとの意見が多いので、ただいまご意見のあった第1区山川光男君、第2区西村匡弘君、第3区小見山力信君、第4区河原里美君、第5区平松伸行君、第6区山元憲民君、第7区野村君について推進委員に決定することに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員。1区から7区の推進委員は決定しました。西村委員、山川委員、中村委員、小見山委員、石田委員、平松委員、山元委員、吉家委員の除斥を解きます。 (西村委員、山川委員、中村委員、小見山委員、石田委員、平松委員、山元委員、吉家委員着席) 次に、「報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について」を事務局から説明をお願いします。 － 議案書にもとづいて、通知の内容を朗読説明 － 説明が終わりましたが、発言をお願いします。 (「なし」と呼ぶ者あり) 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第1回総会を閉会します。
議 長 藤代書記 議 長 議 長		令和5年4月13日 会 長 土 岐 康 夫 4 番 藤 本 久 也 5 番 中 曾 浩 徳